	同項各号に掲げる規定を適用した場合の」と	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。以下この条において同じ。）を適用した場合の」と
	まず同項	まず租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項
第三項	同項各号に掲げる規定」と	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）」と
	同項各号に掲げる規定	同項各号に掲げる規定（旧効力措置法第六十八条の十四第二項又は第三項の規定を含む。）
	同項後段	法第六十八条の十五の三第一項後段
	第六十八条の十五の二第六項の規定	第六十八条の十五の二第六項の規定（旧効力措置法第六十八条の十四第十一項の規定を含む。）
第三項第五号	第六十八条の十五の三第一項第七号に掲げる規定又は旧効力措置法第六十八条の十四第二項若しくは第三項の規定	第六十八条の十五の三第一項第七号に掲げる規定又は旧効力措置法第六十八条の十四第二項若しくは第三項の規定
	第三十九条の四十五第四項各号	第三十九条の四十五第四項各号に定める金額又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百五号）附則第十九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「旧効力措置法施行令」という。）第三十九条の四十四第四項各号
	当該金額	それぞれこれらの金額
第三項第五号イ	当該規定	それぞれこれらの規定
第三項第五号ロ	当該規定	それぞれこれらの規定
	次に掲げる金額の区分	それぞれこれらの規定ごとに次に掲げる金額の区分
	（次に掲げる金額	（これらの規定ごとに次に掲げる金額
第三項第五号ロ(1)	第三十九条の四十五第四項第一号	第三十九条の四十五第四項第一号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十四第四項第一号
	第六十八条の十五第二項	第六十八条の十五第二項又は旧効力措置法第六十八条の十四第二項
	同項の規定	これらの規定
第三項第五号ロ(2)	第三十九条の四十五第四項第二号	第三十九条の四十五第四項第二号又は旧効力措置法施行令第三十九条の四十四第四項第二号
	第六十八条の十五第三項	第六十八条の十五第三項又は旧効力措置法第六十八条の十四第三項
	同項の規定	これらの規定

2　改正法附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第六十八条の十四の規定の適用がある場合であって、新震災特例法第二十五条の二から第二十五条の三の二までの規定の適用がある場合における新法第六十八条の十五の三の規定に基づく新令第三十九条の四十五の三の規定の適用については、前項及び新震災特例法施行令第二十二条の四の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる新令第三十九条の四十五の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	同条第一項各号に掲げる規定	同条第一項各号に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この項において「改正法」という。）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（次項及び第三項において「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第一項又は第三項の規定、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下この条において「震災特例法」という。）第二十五条の二第二項又は第三項の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第一項の規定を含む。）
	（同項	（改正法附則第三十四条第二項の規定により読み替えられた法第六十八条の十五の三第一項
第二項	規定にかかわらず	規定（旧効力措置法第六十八条の十四第十一項の規定、震災特例法第二十五条の二第八項の規定、震災特例法第二十五条の三第五項の規定及び震災特例法第二十五条の三の二第四項の規定を含む。）にかかわらず
	）に掲げる規定	）に掲げる規定（租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下「改正法」という。）附則第三十三条第一項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により適用するものとされる改正法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧効力措置法」という。）第六十八条の十四第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の二第二項若しくは第三項（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定、震災特例法第二十五条の二の二第二項若しくは第三項（連結法人が避難解除区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定又は震災特例法第二十五条の三の二第一項（連結法人が避難解除区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定を含む。）